

新型コロナウイルス感染症に関する市民の皆さまへのお願い (長崎県の警戒警報発令を受けて、令和2年12月24日)

警戒警報発令に伴う要請

市民の皆さまへ

- ①感染拡大地域への訪問は、改めてその必要性を検討するとともに、訪問の際には飲酒を伴う会食は控えてください。
- ②県内においても、家族以外の方々との5人以上の飲酒を伴う会食は控えてください。
- ③飲食店の利用に際しては、最大限の感染防止対策の徹底をお願いします。
 - ①感染防止対策が徹底された店舗であるかの事前確認
 - ②席の移動や密着、大声での会話を避ける
 - ③お酌・返杯・食器類の共有は避ける
 - ④飲食時以外のマスクの着用を心がける など

事業者の皆さまへ

- ①飲食店の営業継続にあたっては、改めて、従業員の健康管理の徹底やガイドラインの遵守をお願いします。

県外からの帰省をご検討の皆さまへ

- ①感染拡大地域からの帰省に際しては、ご自身の健康状態を見極めたうえで、慎重にご判断ください。
- ②高齢者や基礎疾患を持った方との接触の機会がある場合は、ご家族とよくご相談ください。

誹謗中傷対策について

- ①差別や誹謗中傷等は、厳に慎むようお願いします。
- ②誹謗中傷等を受けた方は、県の専門相談窓口にご相談ください。

長崎県新型コロナウイルス関連人権相談窓口

電話 095-894-3184

相談日時 毎週月～金曜日(祝日、12/29～1/3を除く)

午前9時～午後5時45分(水曜日は、午後8時まで)

※佐世保県北医療圏における「病床使用率は7割強」となっており、医療提供体制がひっ迫する恐れが高くなってきております。基本的な感染症対策を徹底しましょう